

住宅省エネルギー性能証明書申請に必要な図書

(1) 評価書等の添付がなく、図面審査が必要な申請

Z E H水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅共通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅省エネルギー性能証明申請書（別記第 1 号様式） ・ 委任状（代理者が申請を行う場合） ・ 設計内容説明書 ・ 付近見取り図 ・ 配置図 ・ 仕様書 ・ 各階平面図 ・ 立面図 ・ 断面図又は矩計図 ・ 基礎伏図〈断熱等に関わる部分がある場合に限る〉 ・ 設備機器表 ・ 各種計算書 ・ 各種性能等の根拠資料一式 ・ その他審査に必要な書類 ・ ★建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証又はその写し ・ ★工事監理報告書若しくはその写し ・ ★家屋番号が確認できる書類（謄本の写し等） <p>※工事完了前申請の場合、★の提出図書については工事完了後に提出 ※共同住宅の場合は、該当する住戸に関する図面</p>

(2) 評価書等を添付し、図面審査が省略できる申請

Z E H水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅共通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅省エネルギー性能証明申請書（別記第 1 号様式） ・ 委任状（代理者が申請を行う場合） ・ 評価書等※の写し <p>※評価書等：図面審査省略となる評価書等は、設計住宅性能評価書、BELS評価書、フラット35S適合書（基準の等級を満たすもの）、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証、長期使用構造等である旨の確認書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証又はその写し ・ 工事監理報告書若しくはその写し ・ 家屋番号が確認できる書類（謄本の写し等）